

ポストコロナ・ウィズコロナ時代を
乗り切るための

雇用・労働分野の助成金のご紹介

京都府 中小企業・小規模事業者様

お世話になっております。

京都働き方改革推進支援センターのセンター長の櫻田でございます。
今回は、働き方改革に関連して活用が可能な主な助成金についてご紹介させて
頂きます。

厚生労働省の助成金は、次のような特徴がございます。

- ①返済不要
- ②財源は雇用保険料の事業主負担分（但し、業務改善助成金は一般会計（税金）、働き方改革推進支援助成金は労災保険料。）
- ③労働保険の適用事業所であることが要件
- ④労働保険料の滞納が無いこと
- ⑤出勤簿（タイムカード）、賃金台帳、雇用契約書（労働条件通知書）、就業規則など、法律で義務付けられている帳簿を備えていること
- ⑥要件に当てはまれば原則として支給される

就業環境の改善や、最低賃金の引き上げに助成金を活用されてはいかがでしょうか。

京都働き方改革推進支援センターの専門家が、無料でサポート致します。

- ・オンラインでの助成金セミナー
 - ・助成金や、法律で義務付けられている帳簿に関するご相談対応
- * 電話・メール・個別訪問(2回目以降オンラインも可)による対応が可能です。

※但し、社会保険労務士法との関係で、各種助成金の提出代行や、センターは申請窓口では
ありませんので受理されるかどうかの判断まではできないことを予めご了承ください。

どうぞご利用ください。

京都働き方改革推進支援センター

〒604-0811 京都府京都市中京区亀屋町167-1
ディビュイ亀屋ビル3階（二条堺町通上ル）

受付時間 9:00~17:00 月~金（祝日除く）



電話

ファックス

0120-417-072

075-254-8975

E-mail

ホームページ

kyoto@task-work.com

<https://hatarakikataikaku.mhlw.go.jp/top/consultation/kyoto.html>



ポストコロナ・ウィズコロナ時代を
乗り切るための

雇用・労働分野の助成金のご紹介

助成金とは。補助金との主な違い。

	助成金	補助金
管轄	厚生労働省	経済産業省等
対象	労働者の雇用 労働環境の改善等	新規事業の開始 国が求める事業等
競争性	原則なし 要件に該当すれば原則として 受給	原則あり 評価の高いものから採択
申請者	事業主、又は社会保険労務 士が申請代行可	事業主等
返済	国の施策を実現するために 支給されるものあり、返済する 必要はありません。	国の施策を実現するために支 給されるものあり、返済する必 要はありません。
財源	会社が支払っている労働保 険料の一部	ほとんどが税金
受給要件	① 労働保険の適用事業所 であること ② 労働保険料の滞納がない こと ③ 就業規則、出勤簿、賃金 台帳など、法律で作成が義務 付けられている帳簿を備えて いることetc.	①税金の滞納がないこと ②会社として、法律で作成が義 務付けられている帳簿を作成し ていることetc.

京都働き方改革推進支援センター

〒604-0811 京都府京都市中京区亀屋町167-1

ディビュイ亀屋ビル3階（二条堺町通上ル）

受付時間 9:00~17:00 月~金（祝日除く）



電話

0120-417-072

E-mail

kyoto@task-work.com

ファックス

075-254-8975

ホームページ

<https://hatarakikataikaku.mhlw.go.jp/top/consultation/kyoto.html>



業務改善助成金

中小企業のみ対象

受給要件

- (1)生産性向上のための設備投資、コンサルティングの導入、人材教育などを行い、
(2)事業場内の最低賃金を一定額引き上げを行う。
具体例：POSレジ、自動釣銭機、食器洗浄機、リフト付き福祉車両の購入etc

助成額

賃金引上げ労働者数	助成上限額	補助率
1名	30～90万円	3 / 4 生産性要件を満たした場合 4 / 5
2～3名	50～150万円	
4～6名	70～270万円	
7名以上	100～450万円	

※上記の他にも受給要件等が定められています。

業務改善助成金の活用事例

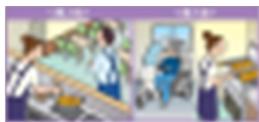
事例①

デリバリー拡大のためのコンサルティングと必要なシステム・機材を導入して売上を拡大

■実施概要

デリバリーの注文数を増やし、効率的に処理することでコロナ禍を乗り切りたい。

助成金を活用して、デリバリーサイトへの掲載内容についてコンサルティングを受け、受注システム、配達用3輪バイク、二層式フライヤーを導入した。



デリバリー客が大幅に増加し、配達や調理の時間も短縮された。

■実施結果

コンサルティングを受けてデリバリーサイトへの掲載と受注システムの導入をすることで、電話対応がなくなり配達エリアや配達住所の管理が正確に行えるようになった。また、3輪バイクの導入で配達時間が1日1.5時間削減され、二層フライヤーの導入で6件の注文を一度に調理することができるようになった。

■成果

デリバリーの注文受付から配達までの工程と、揚げ物調理の効率化により生産性が向上し、1人の従業員の時間給を100円引き上げた。さらに事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引上げを実施した。

事例②

理容店専用の業務管理システムを導入し、経営情報を一元管理して業務効率化

■実施概要

日々の精算処理を効率化し、経営情報を一元管理したい。

助成金を活用して理容店専用の業務システムを導入した。



予約対応の時間が減って、接客時間が増え、顧客満足度が向上。

■実施結果

業務管理システムを導入することで、予約対応に係る時間が1日あたり10%程度短縮、また在庫管理や精算処理に係る時間が半減し、接客対応にかける時間を増やすことができた。

■成果

機器の導入により生産性が向上し1人の従業員の時間給を61円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引上げを実施した。

京都働き方改革推進支援センター

〒604-0811 京都府京都市中京区亀屋町167-1

ディビュイ亀屋ビル3階（二条堺町通上ル）

受付時間 9:00～17:00 月～金（祝日除く）



電話

0120-417-072

E-mail

kyoto@task-work.com

ファックス

075-254-8975

ホームページ

<https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/top/consultation/kyoto.html>



※生産性要件による支給額の増額について

生産性“要件”とは

直近の会計年度における「生産性」が、

- ① その3年度前に比べて **6%以上** 伸びていること 又は
- ② その3年度前に比べて **1%以上（6%未満）** 伸びており、金融機関から一定の「**事業性評価**」を得ていること

“生産性”とは

いわゆる「従業員一人あたりの付加価値」のことであり、以下の式を用いる

$$\frac{\text{営業利益} + \text{人件費} + \text{減価償却費} + \text{動産・不動産賃借料} + \text{租税公課}}{\text{雇用保険被保険者数}}$$

提出する資料

- ・生産性要件算定シート
- ・各勘定科目の額の証拠書類（損益計算書、総勘定元帳等）

※利益(営業利益)・売上-必要経費(売上原価+販売費及び一般管理費)
 ※付加価値 … 企業の生み出した経済価値

働き方改革推進支援助成金

中小企業のみ対象

「勤務間インターバル導入コース」の場合

対象となる会社

- ☑ a)勤務間インターバルを導入していない or
- b) 休憩時間数9時間未満で導入している or
- c) 休憩時間数9時間以上で導入しているが、その対象者は労働者の半数以下である
- ☑ 全ての事業場において36協定が締結・届出され、過去2年間で月45時間超の時間外労働の実態がある
- ☑ 全ての事業場において、年5日の有給取得に向けた就業規則等を整備している

対象となる取組

- ☑ 以下のいずれか1つ以上を実施
 1. 労務管理担当者に対する研修
 2. 労働者に対する研修、周知・啓発
 3. 外部専門家によるコンサルティング
 4. 就業規則・労使協定等の作成・変更
 5. 人材確保に向けた取り組み
 6. 労務管理用ソフトウェア、労務管理用機器、デジタル式運航記録計の導入・更新
 7. 労働能率の増進に資する設備・機器の導入

成果目標

- ☑ a) 半数を超える労働者を対象として導入
- b) 半数を超える労働者を対象として、休憩時間を2時間以上延長し、9時間以上とする
- c) 半数を超える労働者を対象とすること

助成額

休憩時間数	上限額		補助率
	a)	b)またはc)	
9～11時間	80万円	40万円	3/4 その他要件により
11時間以上	100万円	50万円	4/5

京都働き方改革推進支援センター

〒604-0811 京都府京都市中京区亀屋町167-1

ディビュイ亀屋ビル3階（二条堺町通上ル）

受付時間 9:00～17:00 月～金（祝日除く）



電話

0120-417-072

E-mail

kyoto@task-work.com

ファックス

075-254-8975

ホームページ

<https://hatarakikatakaiaku.mhlw.go.jp/top/consultation/kyoto.html>

働き方改革推進支援助成金

中小企業のみ対象

「労働時間短縮・年休促進支援コース」の場合

対象となる会社

- ☑ 申請時点において、以下の要件を満たしている
 - ①'60時間又は80時間を超える36協定を締結
 - ②'就業規則に年休の計画的付与の規定なし
 - ③'就業規則に年休の時間単位取得規程なし
 - ④'就業規則に病気休暇/教育訓練休暇/ボランティア休暇/その他(コロナ/不妊治療)休暇の規定なし
- ☑ 全ての事業場で、年5日の有給取得に向けた就業規則等を整備済(時期指定の明記)

対象となる取組

- ☑ 以下のいずれか1つ以上を実施
 1. 労務管理担当者に対する研修
 2. 労働者に対する研修、周知・啓発
 3. 外部専門家によるコンサルティング
 4. 就業規則・労使協定等の作成・変更
 5. 人材確保に向けた取り組み
 6. 労務管理用ソフトウェア、労務管理用機器、デジタル式運航記録計の導入・更新
 7. 労働能率の増進に資する設備・機器の導入

成果目標

- ☑ 以下から1つ以上を選択 【】内は上限額
 - ① 60時間以下又は60時間超80時間以下に設定した36協定を締結【50~150万円】
 - ② 年休の計画的付与制度を新たに導入【50万円】
 - ③ 時間単位の年休制度を新たに導入【25万円】
 - ④ 病気休暇/教育訓練休暇/ボランティア休暇/その他(コロナ/不妊治療)休暇のうち1つを導入【25万円】
- ※ 指定労働者の賃金引上げ(3%・5%)を加えることも可

助成額

最大助成額490万として、I.対象経費の3/4またはII.成果目標の上限額と賃金アップ加算※の合計額のいずれか低い方

※賃金アップ達成時の加算額

人数	1-3人	4-6人	7-10人	11-30人
3%引上げ	15万円	30万円	50万円	5万円/人 (上限150万円)
5%引上げ	24万円	48万円	80万円	8万円/人 (上限240万円)

キャリアアップ助成金(正社員化コース)

有期契約労働者等を正社員へ雇用形態を変えた場合に助成される。(支給額57万円)

改正により要件を満たすことが難しく、就業規則の見直しが必要な場合も。

4月から

令和4年10月
転換から適用

◆有期→無期転換コースの廃止

正社員に転換しない限り支給されなくなった。

◆「賞与または退職金制度」かつ「昇給」のある正社員への転換が必要

<不支給となる規程>

賞与について：× 賞与は支給しない。ただし、業績により支給することがある。(原則不支給の例)

× 賞与の支給は会社業績による。(原則支給されることが不明瞭)

昇給について：× 会社が必要と判断した場合に、賃金の昇降給その他改定を行う。(客観的基準がない)

◆「正社員として試用期間中のもの」に係る転換要件の変更

従来の「試用期間中、正社員待遇が適用されていない者に限り正社員とは見做さない」規定が変更された。

◆「正社員と異なる雇用区分の就業規則等」が適用されている有期雇用労働者の転換が必要

基本給、賞与、退職金、各種手当等いずれか一つ以上で明示されていれば支給対象。

◆上記有期雇用労働者について、就業規則等に契約期間の規定が必要

対象労働者について、契約期間の規定がない場合、転換前の雇用形態を無期雇用労働者として取り扱う。

※上記の他にも受給要件等が定められています。

京都働き方改革推進支援センター

〒604-0811 京都府京都市中京区亀屋町167-1

ディビュイ亀屋ビル3階(二条堺町通上ル)

受付時間 9:00~17:00 月~金(祝日除く)



電話

ファックス

0120-417-072

075-254-8975

E-mail

ホームページ

kyoto@task-work.com

<https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/top/consultation/kyoto.html>



中小企業のみ対象

両立支援等助成金 (出生時両立支援コース)

R4.10の改正育児・介護休業法の施行を踏まえ、対象を中小事業主に限定

概要	<p>■要件 男性労働者が育児休業を取得しやすい雇用環境や業務体制整備を行い、育児を取得する男性労働者が生じたこと。</p> <p>■支給額</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <td>代替要員確保加算</td> </tr> <tr> <td>第1種</td> <td>20万円</td> <td>+20万円 (3名以上確保で+45万円)</td> </tr> <tr> <td>第2種</td> <td colspan="2"> 1 事業年度以内に30%上昇: 60万円 2 事業年度以内に30%上昇: 40万円 3 事業年度以内に30%上昇: 20万円 </td> </tr> </table>			代替要員確保加算	第1種	20万円	+20万円 (3名以上確保で+45万円)	第2種	1 事業年度以内に30%上昇: 60万円 2 事業年度以内に30%上昇: 40万円 3 事業年度以内に30%上昇: 20万円		<p>第1種</p> <p>■主な要件 (男性労働者の出生時育児休業取得)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 育児・介護休業法に定める雇用環境整備措置を複数行っていること ② 業務代替者の業務見直し規定の策定、および業務体制の整備 (新規採用者に限らない) ③ 男性労働者が所定労働日4日以上を含む連続した5日間の育児休業を取得すること ④ 代替要員を確保した場合、加算支給
			代替要員確保加算								
第1種	20万円	+20万円 (3名以上確保で+45万円)									
第2種	1 事業年度以内に30%上昇: 60万円 2 事業年度以内に30%上昇: 40万円 3 事業年度以内に30%上昇: 20万円										
<p>第2種</p> <p>■主な要件 (男性労働者の育休取得率上昇)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 第1種助成金を受給していること ② 第1種要件の①②が、新たに育休を取得した男性労働者にも適用されていること ③ 第1種申請から3事業年度以内に、男性労働者の育休取得率が30%以上上昇 ④ 育休を取得した男性労働者が、第1種の男性労働者のほかに、2名以上いること 											

※上記の他にも受給要件等が定められています。

第1種、第2種ともに1企業1回まで支給

中小企業のみ対象

両立支援等助成金 (育児休業等支援コース)

育休中の業務代替について、今いる社員でカバーした場合にも新たに支給対象に



<p>I-A) 育休取得時(28.5万円)</p> <p>要件① 育休取得・職場復帰について「育休復帰支援プラン」により支援する旨をあらかじめ労働者へ周知 要件② 対象労働者と面談し、結果を踏まえたプランを作成 要件③ プランに基づいた引継ぎを実施し、連続3か月以上の育休を取得させること</p>	<p>II-A) 新規雇用(47.5万円)</p> <p>要件① 復帰後、原則として原職に復帰する旨を就業規則等に規定 要件② 対象労働者を原則、原職に復帰させ6か月以上継続雇用 要件③ 対象労働者の3か月育休かつ代替要員を新たに確保</p> <p>II-B) 手当支給等(10万円)</p> <p>要件①② II-A) 新規雇用と同じ 要件③ 対象労働者の3か月育休かつ代替要員を確保せず業務を見直し、周囲の社員でカバー</p>	<p>I-B) 職場復帰時(28.5万円)</p> <p>要件① I-Aと同一労働者の育休中にプランに基づく措置を実施、職務や業務の情報提供を行う 要件② 対象労働者と育休終了前に面談を実施 要件③ 面談結果を踏まえ、対象労働者を原則原職に復帰させ、6か月以上継続雇用</p>	<p>III) 制度導入時(28.5万円)</p> <p>要件① 育児・介護休業法を上回る「A:子の看護休暇制度」または「B:保育サービス費用補助制度」を導入している</p> <p>III) 制度利用時 (A: 1,000×時間、B: 実費の2/3)</p> <p>要件① 対象労働者が1か月以上の育児休業から復帰後6月以内に、Aの制度を10時間以上(有給)またはBの制度による3万円以上の補助があること</p>
---	---	---	--

※上記の他にも受給要件等が定められています。

京都働き方改革推進支援センター

〒604-0811 京都府京都市中京区亀屋町167-1

ディビュイ亀屋ビル3階 (二条堺町通上ル)

受付時間 9:00~17:00 月~金 (祝日除く)



電話

0120-417-072

E-mail

kyoto@task-work.com

ファックス

075-254-8975

ホームページ

<https://hatarakikatakaiaku.mhlw.go.jp/top/consultation/kyoto.html>

65歳超雇用推進支援助成金 65歳超継続雇用促進コース

概要	令和4年4月1日以降に、①65歳以上への定年引上げ、②定年の定め廃止、③66歳以上の継続雇用制度の導入、④他社による継続雇用制度の導入を「新しい制度」として実施した事業主に対する助成
支給要件	(1) 制度を規定した労働協約または就業規則を整備・実施し、労基署に届け出している事業主であること (2) 制度を規定した際に専門家への経費(社会保険労務士のコンサルティング料など)を要したこと (3) 高齢者の雇用に関する措置を実施すること。 ・勤務時間の弾力化 ・作業実施の改善 ・安全衛生の配慮 など

支給額	措置内容 60歳以上 被保険者数	66歳～69歳		70歳以上	定年の定め 廃止
		65歳	〈5歳未満の引上げ〉 〈5歳以上の引上げ〉		
	1～3人	15万円	20万円 / 30万円	30万円	40万円
	4～6人	20万円	25万円 / 50万円	50万円	80万円
	7～9人	25万円	30万円 / 85万円	85万円	120万円
	10人以上	30万円	35万円 / 105万円	105万円	160万円

※実施前の定年または継続雇用年齢が70歳未満である場合
※上記の他にも支給要件が定められています

65歳超雇用推進支援助成金 高齢者無期雇用転換コース

概要	50歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用に転換させた事業主に対する助成				
支給要件	(1) 「無期雇用転換計画書」を(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長に提出・認定 (2) 有期契約労働者を無期雇用労働者に転換する制度を労働協約または就業規則等に規定 (3) 上記(2)の制度に基づき、雇用する50歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用労働者に転換 (4) 高齢者の雇用に関する措置を実施する。 ・勤務時間の弾力化 ・作業実施の改善 ・安全衛生の配慮 など (5) 上記(2)により転換された労働者を転換後6ヶ月以上の期間継続して雇用し、当該労働者に対して転換後6ヶ月分の賃金を支給				
支給額	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th>中小企業</th> <th>中小企業以外</th> </tr> <tr> <td>48万円〈60万円〉</td> <td>38万円〈48万円〉</td> </tr> </table>	中小企業	中小企業以外	48万円〈60万円〉	38万円〈48万円〉
中小企業	中小企業以外				
48万円〈60万円〉	38万円〈48万円〉				

※1 支給申請年度1適用事業所あたり10人までとします
※2 〈 〉内は生産性要件を満たした事業主に適用される金額です

※上記の他にも支給要件が定められています

京都働き方改革推進支援センター

〒604-0811 京都府京都市中京区亀屋町167-1
ディビュイ亀屋ビル3階(二条堺町通上ル)

受付時間 9:00～17:00 月～金(祝日除く)



電話

0120-417-072

E-mail

kyoto@task-work.com

ファックス

075-254-8975

ホームページ

<https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/top/consultation/kyoto.html>

人材確保等支援助成金 テレワークコース

テレワーク制度を新規導入・試行的導入し実施

	支給要件	支給額
① 機器等導入助成	(1)テレワークに関する制度を規定した就業規則等を整備すること (2)支給申請日までに助成対象となる取組を行うこと (3)対象労働者のテレワーク実績が条件を満たすこと (4)テレワークを実施しやすい職場作りの取組を行う事業主であること	支給対象経費の 30% ※上限100万円または 20万円×対象労働者数 ※支給対象経費：通信機 器導入費用・研修費・ コンサルティン費用
② 目標達成助成	(1)評価期間後1年間の離職率が、計画提出前1年間の離職率以下・離職率が30%以下であること (2)評価期間にテレワークを実施した労働者数が、労働者全体に占める対象労働者の割合を掛け合わせた人数以上であること	支給対象経費の 20%〈35%〉 ※上限100万円または 20万円×対象労働者数 ※〈〉内は生産性要件を満たした場合

人材確保等支援助成金

雇用管理等助成コース・人事評価改善等助成コース

名称	概要	離職率の目標値		助成額
		労働者数	低下させる離職率ポイント	
雇用管理制度助成コース	(1)雇用管理制度(諸手当制度・研修制度・健康づくり制度・メンター制度など)の導入・改善を行ない、(2)離職率低下の目標を達成	1~9名	15%	57万円 ※生産性要件を満たした場合72万円
		10~29名	10%	
		30~99名	7%	
		100~299名	5%	
		300名以上	3%	
人事評価改善等助成コース	(1)生産性向上と(2)賃金2%以上UPと(3)離職率の低下に関する目標のすべてを達成	1~300名	現状維持	80万円
		301名以上	1%	

※令和4年4月1日より整備計画の受付を休止しています。

※令和4年度以降は、令和4年3月31日までに計画を提出した申請についてのみ手続が可能となります。

京都働き方改革推進支援センター

〒604-0811 京都府京都市中京区亀屋町167-1
ディビュイ亀屋ビル3階(二条堺町通上ル)

受付時間 9:00~17:00 月~金(祝日除く)



電話

ファックス

0120-417-072

075-254-8975

E-mail

ホームページ

kyoto@task-work.com

<https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/top/consultation/kyoto.html>

人材開発支援助成金

名称	対象となる事業主	助成額
特定訓練コース	OJTとOff-JTを組み合わせた訓練や若年者に対する訓練、労働生産性の向上に資するなど訓練効果が高い10時間以上の訓練を行なった事業主等	①賃金助成 760円/時間（中小企業以外/380円） ②訓練経費助成 実費相当額の45%（中小企業以外/30%） ③OJT実施助成 1人1訓練あたり/20万円（中小企業以外/11万円）
一般訓練コース	職務に関連した知識・技能を習得させるために20時間以上の訓練を行なった事業主	①賃金助成 380円/時間 ②訓練経費助成 実費相当額の30%
教育訓練休暇等付与コース	①有給の教育訓練休暇制度を取得して訓練を受講 ②有給又は無給の長期の教育訓練制度を取得して訓練を受講 ③教育訓練短時間勤務制度を取得して訓練を受講	①の場合 定額助成/30万円 ②の場合 経費助成/20万円 賃金助成/1人1日あたり/6,000円 ③の場合 定額助成/20万円

※要件により助成額が異なります。

特定求職者雇用開発助成金

名称	対象となる事業主	助成額
特定就職困難者コース	高年齢者や障害者等の就職困難者を継続して雇用	◆高齢者、母子家庭の母等 1人あたり/60万円（中小企業以外/50万円） ◆身体・知的障害者（重度以外） 1人あたり/120万円（中小企業以外/50万円） ◆身体・知的障害者（重度又は45歳以上）、精神障害者 1人あたり/240万円（中小企業以外/30万円）
生涯現役コース	65歳以上の離職者を1年以上継続して雇用	1人あたり/70万円（中小企業以外/60万円）
被災者雇用開発コース	東日本大震災の被災地域における被災離職者等を1年以上継続して雇用される見込み	1人あたり/60万円（中小企業以外/50万円）
発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース	発達障害者又は難病患者を継続して雇用	1人あたり/120万円（中小企業以外/50万円）
就職氷河期世代安定雇用実現コース	就職氷河期に正規雇用の機会を逃したこと等により正規雇用に就くことが困難な者を正規雇用労働者として雇用	1人あたり/120万円（中小企業以外/50万円）
生活保護受給者等雇用開発コース	生活保護受給者等を継続して雇用	1人あたり/60万円（中小企業以外/50万円）

※上記の他にも受給要件が定められています。

※短時間労働者は助成額が異なります。

京都働き方改革推進支援センター

〒604-0811 京都府京都市中京区亀屋町167-1
ディビュイ亀屋ビル3階（二条堺町通上ル）

受付時間 9:00～17:00 月～金（祝日除く）



電話

ファックス

0120-417-072

075-254-8975

E-mail

ホームページ

kyoto@task-work.com

<https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/top/consultation/kyoto.html>



トライアル雇用助成金

名称	対象となる事業主	助成額
一般トライアルコース	職業経験、技能、知識の不足等から安定的な就職が困難な求職者を一定期間試行雇用	1人あたり/月額最大4万円（最長3ヶ月間） ※対象者が一人親家庭の父母の場合 月額最大5万円（最長3ヶ月間）
障害者トライアルコース	就職困難な障害者を一定期間試行雇用	《精神障害者の場合（最長6ヶ月）》 ●トライアル雇用期間 原則6～12ヶ月 ●雇入れから3ヶ月間 1人あたり/月額最大8万円 ●雇入れから4ヶ月以降 1人あたり/月額最大4万円
障害者短時間トライアルコース	精神障害者及び発達障害者の求職者に対し、週20時間以上の就業を目指す試行雇用	1人あたり/月額最大4万円（最長12ヶ月）
新型コロナウイルス感染症対応トライアルコース	就労経験のない職業に就くことを希望する離職者を週30時間以上で一定期間試行雇用	1人あたり/月額最大4万円（最長3ヶ月間）
新型コロナウイルス感染症対応短時間トライアルコース	就労経験のない職業に就くことを希望する離職者を週20時間以上30時間未満で一定期間試行雇用	1人あたり/月額最大2.5万円（最長3ヶ月間）
若年・女性建設労働者トライアルコース	35歳未満又は女性を建設技能労働者として一定期間試行雇用	1人あたり/月額最大4万円（最長3ヶ月間）

※上記の他にも受給要件が定められています。

※要件により助成額が異なります。

雇用調整助成金

9月末日まで延長(6月2日現在)

名称	対象となる事業主	助成額
雇用調整助成金	景気の変動、産業構造の変化などの経済上の理由により事業活動の縮小をされた場合に、休業、教育訓練、又は出向によって雇用する労働者の雇用の維持を図る事業主	休業手当・出向元事業主の負担額の一部助成 2/3（中小企業以外1/2） ※教育訓練を行なった場合 教育訓練費 1人1日あたり/1,200円加算
産業雇用安定助成金	新型コロナウイルス感染症に伴う経済上の理由により、事業活動の縮小をされた場合に、雇用維持を図るため出向によって労働者を送り出す事業主	出向期間中に要する賃金及び諸経費の一部助成 4/5（中小企業以外2/3） ※1人1日あたり/計12,000円上限 出向に要する初期経費 1人当たり/10万円

※要件により助成額が異なります。

京都働き方改革推進支援センター

〒604-0811 京都府京都市中京区亀屋町167-1

デビュー亀屋ビル3階（二条堺町通上ル）

受付時間 9:00～17:00 月～金（祝日除く）



電話

ファックス

0120-417-072

075-254-8975

E-mail

ホームページ

kyoto@task-work.com

<https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/top/consultation/kyoto.html>
